

公益財団法人としま未来文化財団役員等の報酬に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人としま未来文化財団（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員、評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選出された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、別表第1及び第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人職員、豊島区長及び豊島区の職員である役員及び評議員は、無報酬とする。

(新たに役員等に就任したときの報酬)

第4条 月の途中から、新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 前項の場合の支給額は、その月の日数を基礎として日割によって計算する。
- 3 法人の都合により解任され、当月の報酬を受けた役員等が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 役員等が死亡し、又は法人の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

- 2 役員等が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の日数を基礎として日割によって計算するものとする。

(報酬の支払方法及び支給日)

第6条 理事及び評議員が、理事会、評議員会に出席したときの報酬は、その全額を通貨で、直接支給するものとする。

- 2 理事長及び監事の報酬は、その月の全額を通貨で毎月18日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日、休日に当たるときは、18日に最も近い土曜日、日曜日、休日を除く日に支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員等から申し出のある場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 法人は、この基準をもって認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成23年2月1日)

- 1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人としま未来文化財団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和60年4月1日議決)は、廃止する。

附 則 (平成27年6月22日)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月7日)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役員の報酬

役職名	報酬日額(1人あたり)	報酬月額(1人あたり)	年度総額(合計)
理事長	—	288,000円	3,456,000円
理 事	11,000円	—	1,056,000円
監 事	—	100,000円	3,600,000円

別表第2 (第3条関係)

評議員の報酬

役職名	報酬日額(1人あたり)	年度総額(合計)
評議員会議長	13,000円	78,000円
評 議 員	11,000円	990,000円